

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の行った公文書の開示の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

開示請求をした者（以下「本件請求者」という。）は、平成17年1月14日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「平成16年12月24日付け平16岩健第10831号による に対する岩国環境保健所の指導票」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に該当する公文書として、「平成16年12月24日付け平16岩健第10831号による に対する岩国環境保健所の指導票」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 第三者に対する意見聴取

実施機関は、本件公文書に実施機関以外のものに関する情報が記録されているため、平成17年1月20日付けで条例第9条第2項の規定に基づき、本件公文書に情報が記録されている異議申立人に対して意見書提出の機会を付与した。

4 実施機関の処分

実施機関は、平成17年2月2日付けで開示の決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を本件請求者及び意見書提出の機会を付与した異議申立人に通知した。

5 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成17年2月4日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てとともに、本件処分の執行停止の申立てを行った。

6 執行停止の決定

実施機関は、平成17年2月8日付けで本件処分の執行停止の決定を行い、本件請求者及び異議申立人に通知した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 開示することにより、所在地における異議申立人の事業活動を継続する上で不利益を被るおそれがある。

「周辺住民等の健康や生活上の利益に直接影響を及ぼす危険性がある」との理由で全部開示とされているが、隣接する他事業者（約5件）についても同時期に改善命令を受けているので、他事業者についても開示請求されているのであれば、異議申立人も純粋に周辺住民等への環境を考えて今回の開示請求があったものと思うが、他事業者は開示請求を受けておらず、とても周辺住民等への環境を考えてとは考えられない。

- (2) 開示請求が異議申立人一個人に対してのみであるということは、請求者の個人的な開示請求と思われる。

昨年度末より、度重なる嫌がらせを受けており、「不法投棄ホットライン」を通じて情報を提供されたのも開示請求者本人であり、現在異議申立人が賃借している土地の賃貸契約上の地主側の契約解除理由が見当たらないための手段にすぎない開示請求と思われる。県がこれを助長するような行為は差し控えていただきたい。

弁護士とも相談したが、行政（指導）とは別問題であるとの回答を得ている。

第4 実施機関の説明要旨

1 公文書の内容

本件公文書は、岩国環境保健所が、異議申立人に対して交付した指導票である。

当該指導票の交付に至る経緯については、異議申立人が簡易焼却炉でビニール等を焼いており、焼却灰を川の側に堆積している旨の情報が不法投棄ホットラインを通じて提供された。岩国環境保健所が現地調査を行った結果、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（以下「ダイオキシン法」という。）に違反する行為や不適正な処理が認められたため、岩国環境保健所が当該指導票により異議申立人に対して指示を行ったものである。

2 全部開示とした理由

- (1) 産業廃棄物の処理については、その処理の態様如何によっては、周辺住民等の健康や生活上の利益に直接影響を及ぼす危険性があることから、産業廃棄物の処理施設で処理されている廃棄物の種類や量、その処理方法等運営に関する情報はできる限り開示することが公益上の要請とされている。（平成9年6月19日津地裁判決）

特に、岩国環境保健所が交付した指導票に記載されている情報は、生活環境の保全や公衆衛生の向上を目的とした廃棄物処理法や国民の健康の保護を目的とするダイオキシン法に定められた基準や手続きに反する不適正な産業廃棄物の処理に対する指導内容であり、いかなる指導がなされたかを公開することは、地域住民がその健康の保護等のため、指導内容に添って産業廃棄物が適正に処理されているかどうかを検証するために必要な情報であり、公益性が高いものと考えられる。

- (2) 当該指導票に記載されている情報は、異議申立人の事業活動にとって、信用上不利益を与える情報であり、指導票を公開することで借地契約に影響を及ぼす可能性は否定できないものの、産業廃棄物の適正な処理は法の要請するところであり、当該不利益を前述の公益上の必要性和比較衡量した場合、公開による公益上の必要性が優先されるものと判断される。

したがって、当該情報は、条例第11条第3号イの「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当し、全部開示と決定した。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、岩国環境保健所が廃棄物処理法やダイオキシン法に違反する行為や不適正な処理を行った異議申立人に対して交付した指導票の写しで、実施機関に含まれる同所職員が作成し、同所が組織的に用いるものとして保管している文書であり、条例第2条第2項に規定する公文書に該当する。

2 開示請求者について

異議申立人は、本件請求が、周辺住民等への環境を考えるととは考えられず、現在異議申立人が賃借している土地の賃貸契約上の地主側の契約解除理由が見当たらないための手段にすぎないと主張する。

しかし、条例は、何人にも公文書の開示を請求する権利を認めており、このような情報公開制度の趣旨から、その請求理由、使用目的等を実施機関が開示請求者から聴取し、又は調査するようなことは許されない。

したがって、実施機関が開示請求に係る公文書に記録されている情報の開示をするかどうかの決定を行うに当たっては、開示請求者の請求理由、使用目的等によって影響されることはなく、当該公文書に記録されている情報のうち、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、法人や事業を営む個人に不利益を与えるおそれのあるもの等、条例第11条各号に規定する開示をしないことができる情報に該当するかどうかを客観的かつ合理的に判断し、当該情報に該当しないものについて、開

示をする決定を行うのであるから、その決定に係る開示の範囲は、開示請求者によって異なるということはありません。

3 条例第11条第3号の該当の有無について

(1) 条例第11条第3号について

条例第11条は、同条第3号に規定する「法人（国及び独立行政法人等並びに地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、条例第11条第3号イからハに規定する「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」及び「これらに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、開示をすることとなっている。

(2) 本件公文書について

ア 条例第11条第3号本文の該当性について

本件公文書たる指導票には、異議申立人が産業廃棄物処理法やダイオキシン法に違反する行為や不適正な行為を行った事実及び岩国環境保健所の行政指導の内容が記載され、異議申立人に対して早急に必要な措置を講じるよう求める内容となっており、開示によって、異議申立人が当該営業地域において不適正な事業者とされ、今後の事業活動に支障が生じる可能性は十分考えられることから、本件公文書は、異議申立人の事業活動にとって信用上の不利益を与えるおそれがあるものと考えるのが相当である。

イ 条例第11条第3号イの該当性について

産業廃棄物の処理については、周辺住民等の健康や生活上の利益に直接影響を及ぼす危険性があることから、その処理状況等の運営に関する情報は周辺住民等が検証できるように広く情報の公開を行う必要があると考えられ、当該指導票には、廃棄物処理法やダイオキシン法に定められた基準や手続き等に違反する不適正な産業廃棄物の処理に関する情報や、それに対する行政指導の内容が記載されていることから、本号イの「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められ

る情報」に該当するものと判断する。

したがって、本件公文書は異議申立人にとって信用上不利益を与えるおそれがあるものとしても、公益上の観点から開示すべきものと認められる。

4 まとめ

これらのことから判断すると、異議申立人の主張を認めることはできず、実施機関の条例適用に誤りはないことから、本件処分は相当であるといえることができる。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙1のとおり（省略）